

社会福祉法人室蘭福祉事業協会  
老人福祉施設における処遇改善手当の支給の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員給与規則第35条及び社会福祉法人室蘭福祉事業協会臨時的任用職員就業規則第30条（以下、これらを「給与規則」という。）に規定する処遇改善手当のほか、令和元年10月1日からの消費税増税に伴い創設された介護職員等特定処遇改善加算制度に係る処遇改善手当の支給に関して、その特例を定めるものとする。

(支給方法等)

第2条 支給は月額支給とし、支給対象者及び支給額は、別表のとおりとする。

(取扱い)

第3条 この規則による処遇改善手当の取り扱いについては、給与規則に規定する処遇改善手当と同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 令和元年度の支給対象者は、令和2年3月1日に在職している職員とする。
- 令和元年度の支給額については、別表月額の6箇月分とし3月支給とする。ただし、令和元年10月1日後に在籍する職員には、当該在籍月数分を支給する。この場合において、1箇月に満たない在籍日数のときは1箇月とする。

別 表

(単位：円)

	支給対象者	月額支給額
正職員	当法人の介護職員、訪問介護員、支援員の正職員としての勤続年数が10年以上の介護職員、訪問介護員、支援員	24,000
	上記以外の介護職員、訪問介護員、支援員	12,000
	介護職員、訪問介護員、支援員以外の職員	6,000
准職員及び 契約職員	介護職員、訪問介護員、支援員	12,000
	介護職員、訪問介護員、支援員以外の職員	6,000

※ 勤続年数の算定に係る基準日は、支給年度の前年度の3月31日とする。